

禁煙外来補助制度開始のお知らせ

令和4年度より、禁煙治療に要した費用の一部を補助する制度を開始いたします。

対象者：20歳以上のJAST健康保険組合の被保険者様及び被扶養者様
(禁煙プログラム受診期間を通してJAST健保への加入が必須)

補助内容：自由診療で禁煙外来を受診し、約3か月間の禁煙プログラムの終了後
禁煙に成功した場合に費用の一部を補助

補助金額：治療に要した費用のうち、上限10,000円まで

補助回数：加入期間を通して1人1回限り

申請期限：禁煙プログラム終了日から1ヶ月以内

利用方法：①禁煙外来補助エントリーシートを健保に提出し、禁煙宣言する
②自由診療で禁煙外来を受診し、約3か月の禁煙プログラムを実施
③禁煙プログラムを終了し、禁煙に成功したら健保に補助金申請する

提出書類：禁煙プログラム開始前

・禁煙外来補助エントリーシート

JAST健保HPよりダウンロードできます
トップページ>申請手続き
>禁煙外来を受診するとき

禁煙プログラム終了後

・禁煙外来補助金申請書 兼 同意書
・領収証原本(禁煙外来受診が確認できるもの)
・卒煙証明書

エントリーシート受付後に
健保より送付されます

※禁煙外来受診であることが記載されていない場合は、
医療機関が発行した明細書等も併せて提出

！ 以下の場合には補助制度の対象外となりますのでご注意ください

- ・保険診療で禁煙プログラムを受診したとき
- ・禁煙治療を途中で断念したとき
- ・禁煙プログラム開始から終了までの間にJAST健康保険組合の
加入者でなくなったとき
- ・補助金の申請について、不正・不当なものがあるとき
- ・個人で購入した禁煙補助薬(ニコチンガム、ニコチンパッチなど)で
卒煙したとき

JAST健康保険組合(平日9:00~18:00)

TEL : 06-4560-1008 Mail : info@jastkenpo.or.jp

※メールでお問い合わせの際はご用件その他「被保険者証の記号・番号」「被保険者氏名」「ご連絡先電話番号」を必ず記載ください